

令和4年度  
定期監査等結果報告書

市民協働部  
医療センター

いわき市監査委員



いわき市議会議長 大 峯 英 之 様  
いわき市長 内 田 広 之 様

いわき市監査委員 増 子 裕 昭  
同 大和田 了 寿  
同 安 田 成 一  
同 福 嶋 あずさ

### 定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

#### 1 監査の対象

- (1) 市民協働部
- (2) 医療センター

#### 2 監査実施期間

令和 4 年 8 月 3 日から同年 11 月 18 日まで

#### 3 監査の範囲

令和 4 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までに、執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

#### 4 監査の対象のリスク

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査した。

- (1) 随意契約に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務
- (4) 収納に関する事務
- (5) 他自治体において、リスクが顕在化した事例等
- (6) 前回指摘した事項
- (7) その他

5 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、書面で質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

# 市民協働部

## <監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

## <是正改善を要する事項>

### 支出事務

補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請書等を受理し、交付決定を行っている例が認められた。

(地域振興課)

※ いわき市地域おこし協力隊起業等支援補助金の交付事務において、「市補助金等交付規則」第4条第1項第3号の規定による前年度決算書及び「いわき市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱」第7条第2号の規定による起業又は事業継承を確認できる書類の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。

なお、要綱の規定が実態に合わない場合は、その改正等について検討されたい。

### いわき市補助金等交付規則

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

### いわき市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で起業し、又は事業継承するいわき市地域おこし協力隊の隊員に対する補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則(昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請に係る添付資料)

第7条 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 見積書の写し又は金額を証明する書類

- (2) 起業又は事業継承を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

# 医療センター

## <監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

## <是正改善を要する事項>

### 1 支出事務（その1）

会計年度任用職員に係る給与の支出事務において、雇用保険の加入手続がなされていない例が認められた。

（総務課）

※ 医療センターに勤務する会計年度任用職員（医師）について、1週間の勤務時間を23時間15分、雇用期間を令和4年4月1日から同年9月30日までとして雇用していることから、1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、31日以上継続雇用が見込まれる者に該当し、雇用保険法第4条に規定する雇用保険の被保険者となるにもかかわらず、同法第7条に基づく雇用保険の加入手続がなされていなかった。

## 雇用保険法

（定義）

第4条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第6条各号に掲げる者以外のものをいう。

（適用事業）

第5条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2 （略）

（適用除外）

第6条 次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

1 1週間の所定労働時間が20時間未満である者（第37条の5第1項の規定による申出をして高年齢被保険者となる者及びこの法律を適用することとした場合において第43条第1項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

2 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者（前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第42条に規定する日雇労働者であつて第43条第1項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。）

3～6 （略）

（被保険者に関する届出）

第7条 事業主（徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者について

は、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。)は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業（同条第1項又は第2項の規定により数次の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業。以下同じ。）に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収法第33条第1項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第3項に規定する労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）についても、同様とする。



## 2 支出事務（その2）

会計年度任用職員の給与及び各種委員会委員の報償費に係る支出事務において、所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。

（総務課）

【事例1】 会計年度任用職員の給与に係る所得税等の源泉徴収税額

※ 会計年度任用職員（看護師）の給与（令和4年5月20日支給分）から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額について、所得税法第185条第1項第1号イの規定により給与所得の源泉徴収税額表（月額表）の甲欄を適用するにあたり、扶養親族等の数「3人」の欄を適用し0円とすべきところ、「2人」の欄を適用し1,320円としていた。

【事例2】 各種委員会委員の報償費に係る所得税等の源泉徴収税額

※ 地域医療支援病院委員会の委員報償費から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額について、1人当たり8,300円の支給総額に対し、所得税法第185条第1項第2号ホの規定により給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の乙欄を適用し1,230円とすべきところ、同法第205条の規定による報酬等に係る源泉徴収税率を適用し847円としていた。

### 所得税基本通達

法第28条《給与所得》関係

（委員手当等）

28-7 国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。ただし、当該委員会を設置した機関から他に支払われる給与等がなく、かつ、その委員会の委員として旅費その他の費用の弁償を受けない者に対して支給される当該謝金、手当等の報酬で、その年中の支給額が1万円以下であるものについては、課税しなくて差し支えない。この場合において、その支給額が1万円以下であるかどうかは、その所属する各種委員会ごとに判定するものとする。（平2直法6-5、直所3-6改正）

### 所得税法

（給与所得）

第28条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2～4 （略）

（源泉徴収義務）

第183条 居住者に対し国内において第28条第1項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

2 （略）

（賞与以外の給与等に係る徴収税額）

第185条 次条に規定する賞与以外の給与等について第183条第1項（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）並びに当該申告書に記載された源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払

を受ける場合には第194条第1項第6号（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族とし、当該申告書に記載された源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第4項に規定する国外居住親族（第187条（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）及び第190条第2号ハ（年末調整）において「国外居住親族」という。）である場合には第194条第4項に規定する書類の提出又は提示がされた源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。次条において「主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」という。）の有無及びその数に応ずる次に定める税額

イ 給与等の支給期が毎月と定められている場合 別表第2の甲欄に掲げる税額

ロ～ヘ （略）

- (2) 前号及び次号に掲げる給与等以外の給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された第195条第1項第3号（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（当該源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第4項の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。）の数に応ずる次に定める税額

イ～ニ （略）

ホ 給与等の支給期が毎日と定められている場合 別表第3の乙欄に掲げる税額

ヘ （略）

- (3) 労働した日又は時間によつて算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与等で政令で定めるもの その給与等の金額に応じ、別表第3の丙欄に掲げる税額

2 （略）

## 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

（源泉徴収義務等）

第28条 所得税法第4編第1章から第6章まで並びに租税特別措置法第3条の3第3項、第6条第2項（同条第13項において準用する場合を含む。）、第8条の3第3項、第9条の2第2項、第9条の3の2第1項、第37条の11の4第1項、第37条の14の2第8項、第41条の9第3項、第41条の12第3項、第41条の12の2第2項から第4項まで及び第41条の22第1項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に行うべきものに限る。）の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法第2条第8号に規定する法定納期限をいう。第30条第1項において同じ。）までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額（第33条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第9条の3の2第3項の規定により控除された金額がある場合には、同項の規定による控除をしないで計算した所得税の額）に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額とする。

3～7 （略）

（居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例）

第29条 居住者に対して支払うべき所得税法第183条第1項に規定する給与等（次条において「給与等」という。）について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができる。

- (1) 所得税法第185条第1項又は第186条第1項の規定による所得税の額及び前条第2項に規定する復興特別所得税の額 同法別表第2から別表第4までに定める金額及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

(2) （略）

2 （略）

- 3 財務大臣は、第1項第1号の表又は同項第2号の方法を定めたときは、これを告示する。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第一号に規定する所得税法別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表〔平成24年3月31日号外財務省告示第115号〕

最終改正：令和2年3月31日号外財務省告示第81号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第107号。以下「法」という。）第29条第1項第1号の規定に基づき、同号に規定する所得税法（昭和40年法律第33号）別表第2から別表第4までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を次のように定め、平成25年1月1日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用する。

2 居住者に対して支払うべき次項に規定する賞与以外の給与等について法第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により徴収すべき所得税の額及び復興特別所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

一 所得税法第185条第1項第1号に掲げる給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の同号に規定する月割額（次号において「月割額」という。）又は給与等の同項第一号に規定する日割額（次号において「日割額」という。））並びに給与所得者の扶養控除等申告書に記載された同項第1号に規定する主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（次項において「主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」という。）の有無及びその数に応ずる次に定める税額

イ 給与等の支給期が毎月と定められている場合 別表第一の甲欄に掲げる税額  
ロ～ヘ （略）

二 所得税法第百八十五条第一項第二号に掲げる給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された同法第百九十五条第一項第三号に規定する源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（当該源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第四項の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。）の数に応ずる次に定める税額

イ～ニ （略）

ホ 給与等の支給期が毎日と定められている場合 別表第二の乙欄に掲げる税額  
ヘ （略）

三 （略）

3～4 （略）

5 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、当該申告書にその者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるもの（当該勤労学生が所得税法第2条第1項第32号ロ又はハに掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第194条第3項に規定する書類の提出又は提示があつたもの）である場合には、これらの一に該当するごとに控除対象扶養親族が一人あると記載されているものとし、当該申告書に同一生計配偶者又は扶養親族のうち障害者又は同法第85条第2項に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が同法第194条第4項に規定する国外居住親族である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるものである場合には、これらの一に該当するごとに控除対象扶養親族が他に1人あると記載されているものとして、第2項第1号並びに第3項

第1号イ及び第2号イの規定を適用する。

給与所得の源泉徴収税額表（令和4年分）（抜粋）

月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一（令和2年3月31日財務省告示第81号改正））

(二)

(167,000円～289,999円)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	<u>3 人</u>	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
167,000	169,000	3,620	2,000	390	0	0	0	0	0	11,400
169,000	171,000	3,700	2,070	460	0	0	0	0	0	11,700
171,000	173,000	3,770	2,140	530	0	0	0	0	0	12,000
173,000	175,000	3,840	2,220	600	0	0	0	0	0	12,400
175,000	177,000	3,910	2,290	670	0	0	0	0	0	12,700
177,000	179,000	3,980	2,360	750	0	0	0	0	0	13,200
179,000	181,000	4,050	2,430	820	0	0	0	0	0	13,900
181,000	183,000	4,120	2,500	890	0	0	0	0	0	14,600
183,000	185,000	4,200	2,570	960	0	0	0	0	0	15,300
185,000	187,000	4,270	2,640	1,030	0	0	0	0	0	16,000
187,000	189,000	4,340	2,720	1,100	0	0	0	0	0	16,700
189,000	191,000	4,410	2,790	1,170	0	0	0	0	0	17,500
191,000	193,000	4,480	2,860	1,250	0	0	0	0	0	18,100
193,000	195,000	4,550	2,930	1,320	0	0	0	0	0	18,800
195,000	197,000	4,630	3,000	1,390	0	0	0	0	0	19,500

(中略)

(注) この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。詳しくは19ページ2「税額表の使い方」をご覧ください。
- 「社会保険料等」とは、所得税法第74条第2項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び同法第75条第2項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりです。

- 「給与所得者の扶養控除等申告書」（以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。）の提出があった人
  - まず、その人のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
  - 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等（その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除きます。また、扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限ります。）の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と扶養親族等の数に応じた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額を求めます。これが求める税額です。
  - 扶養控除等申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,610円を控除した金額を求めます。これが求める税額です。
  - (2)及び(3)の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者（障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に限ります。）に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とします。

(略)

日額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第二（令和2年3月31日財務省告示第81号改正））

(二)

(7,000円～11,999円)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,000	7,100	175	115	65	10	0	0	0	0	810	0
7,100	7,200	175	120	65	15	0	0	0	0	840	0
7,200	7,300	180	125	70	15	0	0	0	0	860	0
7,300	7,400	185	125	75	20	0	0	0	0	890	0
7,400	7,500	185	130	75	25	0	0	0	0	920	0
7,500	7,600	190	135	80	30	0	0	0	0	960	0
7,600	7,700	195	135	85	30	0	0	0	0	990	0
7,700	7,800	200	140	85	35	0	0	0	0	1,020	0
7,800	7,900	200	150	90	40	0	0	0	0	1,060	0
7,900	8,000	205	150	95	40	0	0	0	0	1,090	0
8,000	8,100	210	155	100	45	0	0	0	0	1,120	0
8,100	8,200	210	160	100	50	0	0	0	0	1,150	0
8,200	8,300	215	165	105	50	0	0	0	0	1,190	0
8,300	8,400	220	165	110	55	5	0	0	0	1,230	0
8,400	8,500	220	170	110	60	5	0	0	0	1,260	0

(略)

### 3 支出事務（その3）

院外講師に係る旅費の支出事務において、算定に誤りのある例が認められた。

（医療センター看護専門学校）

※ 院外講師に係る旅費の支給事務において、タクシー借上乗車券を使用したにもかかわらず、私有自動車を使用したものとして、いわき市職員等の旅費に関する条例等に規定する車賃（1キロメートルにつき37円）により旅費を算定していた。

#### 私有自動車使用時における旅費等の取扱いの見直しについて（通知）（平成29年3月22日付け総務部長通知）

##### 1 見直しについて

私有自動車を公務に使用する場合の旅費の算定について、次のとおりとします。

##### (1) 平成29年3月31日までの旅行命令

目的地までの区間に交通機関が運行されている場合には、それらを利用したのものとして旅費を算定する。

##### (2) 平成29年4月1日以降の旅行命令

目的地までの最短経路の距離に基づき、いわき市職員等の旅費に関する条例等に規定する車賃（1キロメートルにつき37円）を支給する。

いわき市職員等の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例により、費用弁償として旅費を支給する場合も、同様の取扱いとしてください。

なお、実際に公共交通機関を利用して出張した場合については、変更ありません。

##### 2 （略）

## 4 契約事務（その1）

契約事務において、債務負担行為等の必要な措置が講じられていない例が認められた。また、いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていなかった。

（総務課）

※ 法律顧問契約（有効期間：平成20年4月1日から1年間）について、双方の申し出がない場合、有効期間が1年間更新されるものとしている。

翌年度以降にわたる契約を締結するには、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為を設定しておくか、市長期継続契約に関する条例第2条に規定する長期継続契約を適用し、次年度以降の予算額に減額等があった場合は契約を解除する旨のいわゆる「条件付き解除条項」を契約書に設ける必要があるが、いずれの措置も講じられておらず、市病院事業長期継続契約事務取扱要綱第2条第1項第2号の規定に基づく適切な契約期間の設定も行われていなかった。

また、いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。

### 地方自治法

（債務負担行為）

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

（長期継続契約）

第234条の3 普通地方公共団体は、第二百十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

### いわき市長期継続契約に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約（以下「長期継続契約を締結することができる契約」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機、複写機その他の機器（当該電子計算機において使用するソフトウェアを含む。）を借り入れる契約
- (2) 前号に規定する機器の保守点検に必要な役務の提供を受ける契約
- (3) 庁舎等に機器を設置して行う警備に係る役務の提供を受ける契約
- (4) 前3号に掲げるもののほか、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすことにつき相当の理由があると認められる契約

（長期継続契約の期間）

第3条 前条に規定する契約の締結に当たっては、当該契約の内容に応じ、適切な契約期間を

設定しなければならない。

## いわき市病院事業長期継続契約事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いわき市長期継続契約に関する条例（平成21年いわき市条例第34号。以下「条例」という。）に規定する長期継続契約を締結することができる契約に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(契約期間)

第2条 契約の期間（契約の履行に係る期間に限る。）は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えないものとする。

- (1) 条例第2条第1号から3号までの規定に該当する契約 5年
- (2) 条例第2条第4号に該当する契約 当該契約に係る事務を所掌する課等の長があらかじめ施設管理課長との協議を経て病院事業管理者の決定を受けた期間

2 (略)

(契約書の作成)

第4条 契約書の作成においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 当該契約が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である旨を明示すること。
- (2) 契約期間は、契約の履行に必要な準備期間を含むすべての期間となること。
- (3) 法第234条の3後段の規定に基づき、契約締結日の属する年度の翌年度以降において当該契約に係る病院事業の支出予算について減額又は削除があった場合には、市が当該契約を変更し、又は解除することができる旨を記載すること。

## いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 次に掲げるものをいう。
  - ア 建設工事又は製造の請負に係る契約
  - イ 測量又は設計に係る委託契約
  - ウ 工事用原材料の購入に係る契約
  - エ 役務の提供に係る委託契約
  - オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約
  - カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約
  - キ その他物件の買受け又は借受けに係る契約

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、病院事業における契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により病院事業における契約等から排除



する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

- 2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。
- 3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。
  - (1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。
  - (2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

#### [参考]

##### 契約等からの暴力団等の排除について（財政部契約課策定）

###### （抜粋）

##### 5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

## 5 契約事務（その2）

契約事務において、契約保証金の免除に関する手続きが不適切な例が認められた。

（経営企画課）

※ 医療センター広報誌作成業務委託の契約事務について、平成29年度、平成30年度、令和3年度に当該業務委託における契約履行実績を有することを理由に、市病院事業契約規程第28条第1項第4号を適用し契約保証金の納付を免除しているが、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、すべて誠実に履行したことの確認が適切に行われていない。

### いわき市病院事業契約規程

（契約保証金）

第27条 管理者は、契約の相手方をして、請負代金額又は契約代金額（単価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上とする企業法施行令第21条の15の規定による契約保証金を、契約時限までに現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限り）で納めさせるものとする。

2～4 （略）

（契約保証金の減免）

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が、官公署その他管理者がこれに準ずると認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が、保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。ただし、役務的保証を求める場合の付保割合（保証金額の契約金額に対する割合）は、100分の30以上（かし担保特約を付したものに限り）としなければならない。
- (4) 契約（工事又は製造の請負契約（以下「工事等」という。）を除く。）の相手方が、過去2年間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。
- (5) 請負代金額又は契約代金額が500万円未満の工事等の契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 随意契約による契約を締結する場合において、請負代金額又は契約代金額が50万円未満のもので、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 （略）

## 6 財産管理事務

固定資産の現物と帳簿情報が一致していない例が認められた。

(施設管理課)

※ 固定資産のうち「備品」について、取得年度が古く耐用年数が超過している資産の一部を抽出して実査（現物と帳簿の照合）を行ったところ、5件中2件について、現物が確認できなかった。

### いわき市病院事業会計規程

(固定資産の管理)

第89条 管理担当課長は、善良な管理者の注意をもって固定資産の管理を行わなければならない。

(売却等)

第90条 管理担当課長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって決裁者の決定を受けなければならない。

- (1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称、種類及び数量
- (2) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の所在地
- (3) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする事由
- (4) 予定価額
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認められる事項

2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の事由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限り行うことができる。

(器械、器具等の用途廃止)

第91条 管理担当課長は、器械及び器具その他これらに類する固定資産のうち、著しく損傷を受けていることその他の事由によりその用途に使用できなくなったものについては、決裁者の決定を受けて、再使用できるものと不用となり、又は使用に耐えなくなったものに区分して、再使用できるものについては、たな卸資産に振り替えなければならない。

2 前項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

(報告)

第92条 管理担当課長は、天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なく院長に報告しなければならない。

(台帳の整理等)

第93条 管理担当課長は、固定資産の取得、処分、事故等により、当該固定資産に増減又は異動があった場合は、直ちに固定資産台帳を整理し、関係図面を添付して常時その現状を明らかにしておかなければならない。

2 管理担当課長は、固定資産を取得し、若しくは処分し、又はその管理形態の変更により、登記又は登録を要する場合は、法令の定めるところに従って遅滞なくその手続をしなければならない。

### いわき市病院事業分課規程

(事務局の事務分掌)

第10条 事務局においては、次に掲げる業務をつかさどる。

経営企画課～医事課 (略)  
施設管理課

- (1) 施設及び設備の管理に関すること。(医師住宅、院内保育所及び医療センター看護専門学校を除く。)
- (2) 物品の修繕に関すること。
- (3) 建設改良工事に関すること。
- (4) 工事及び工事用原材料の検査に関すること。
- (5) 工事設計の標準化及び技術基準に関すること。
- (6) 契約事務の総合調整に関すること。
- (7) 工事請負（工事に係る設計、測量、製造、試験及び調査を含む。）及び工事又は製造用原材料の購入並びに物品に係る入札参加資格に関すること。
- (8) 資産（医師住宅、院内保育所及び医療センター看護専門学校を除く。）の取得、管理及び処分に関すること。
- (9) 物品の購入及び管理の統括に関すること。
- (10) 固定資産台帳に関すること。
- (11) 建設業者選定委員会に関すること。
- (12) 車両の管理に関すること。
- (13) 災害対策に関すること。
- (14) 新病院建設事業に関すること。

## <意見又は要望とする事項>

### 契約事務（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の適用について）

令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により、看護専門学校において体育館の外壁のひび割れ及び校舎外壁部材の欠落等の被害を受けたことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）の規定を適用した随意契約により修繕が実施された。二次被害のおそれがあり、周辺の道路並びに学生及び職員の安全性の確保に支障をきたすこと等から、速やかな原状復旧を行うことを随意契約の理由としていたが、設計に必要な業者の見積を徴するまでに発災から約4週間を、その後も設計業務や予算確保の検討に時間を要し、契約締結までに発災から約8週間が経過していた。

随意契約は、地方公共団体における契約方法の特例であることから慎重な取扱いが求められる。「緊急の必要」とは、競争入札による契約手続きを取ることで、時期を失い、あるいは契約の目的を達することができなくなり、市民生活に支障を来し、市民の生命、身体、財産その他の利益に大きな影響を及ぼすおそれ等があることが明らかである場合をいい、仮に、事務処理の遅れにより競争入札に付す暇がないとするのは、行政側の都合であり「緊急の必要」にはあたらない。また、競争入札によらず任意に選定した特定の者を契約の相手方とすることから、業者の選定には細心の注意を払う必要がある。

当該事案の場合、発注に至るまでに応急措置が施されており、また、実際の修繕等の内容に対し、発注までに要した時間等を考慮すると、競争入札を実施できないほど時間的に制約を受けたとは明確に判断しがたいものとなっている。さらに、業者の選定理由についても、随意契約の理由書に記載された内容は「修繕実績があり、早急な対応が可能」と抽象的なものとなっている。

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の適用にあたっては、契約の適正性や透明性を確保する観点からも、客観的事由に基づく緊急の必要性と業者選定について具体的な理由を明確にすべきである。

(施設管理課)

### 地方公営企業法施行令

(随意契約)

第21条の14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1～4 (略)

5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

6～9 (略)

### [参考]

随意契約に関する事務執行のための指針（財政部契約課策定）

(抜粋) 19ページ

#### 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までの考え方

(中略)

※ 地方公営企業法の適用を受ける発注機関においては、地方自治法施行令第167条の2第1項各号を、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に読み替えて対応してください。

38ページ

#### (5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

##### 【逐条地方自治法（抜粋）】

「緊急の必要」とは、例えば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続きをとるときは、その時期を失い、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上もはなはだしく不利益を蒙るに至るような場合である。緊急の必要があるかどうかは、長がこれらの客観的な事実に基づいて個々具体的に認定するものである。

##### 【地方自治法質疑応答集】

「緊急の必要」とは、一般競争入札又は、指名競争入札の方法による手続きをとるときは、その時期を失い、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなはだしく不利益をこうむるに至るような場合である。そして、その場合の緊急の必要があるかどうかは、長がこれらの客観的な事実に基づいて個々具体的に認定するものである。

##### 【本号の適用にあたって】

- いわゆる緊急随契といわれるもので、「緊急の必要」とは、天災地変その他の客観的事由の急迫を要する場合であって、「競争に付す時間的余裕がない」ことを客観的な事実に基づいて説明できなければならないものであり、期間等を短縮しても、なお競争入札に付する時間がないようなときをいいます。
- 具体的には、競争入札による契約手続きを取ることで、時期を失い、あるいは契約の目的を達することができなくなり、市民生活に支障を来し、市民の生命、身体、財産その他の利益に大きな影響を及ぼすおそれがある、又は、経済的にも甚だしく不利益を被ることが明らかである場合です。  
したがって、単に早期に契約の手続きをとらなかったため、契約をすべき日時が切迫し、競争入札に付する時間がなくなったという場合等にこの規定を濫用することは許されません。
- 緊急の必要があるかどうかは、これらの客観的な事実に基づいて個々具体的に検証してください。
- 本号を適用とする場合は、現場の被害状況などの緊急性を立証する書類を起工何に添付してください。